

危機管理体制の徹底

【学校保健安全法】（平成21年4月1日施行）

第1条〔目的〕

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

1 危機管理の必要性

学校は、児童生徒等が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故（危機と同義。以下同じ。）が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

2 危機管理の目的

学校における危機管理の最大の目的は、児童生徒等及び教職員の生命や心身等の安全を確保することである。そのためには、平常時から安全な環境を整備するとともに、敏感に危険を察知し、事件・事故を未然に防ぐための「事前の危機管理」、発生時に適切かつ迅速に判断・対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」、心のケアや再発防止を図る「事後の危機管理」の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが重要である。

3 児童生徒等の安全を守るための学校の役割

(1) 児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる。

ア 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、安全の課題に対する的確な施行・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校・家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

(2) 施設設備の安全点検などにより、安全な環境づくりを行うとともに、教育活動中における事故や災害、学校への不審者侵入による事件などから児童生徒等を守る。

(3) 登下校における安全が確保されるよう、地域の実情を考慮して通学路の設定を行い、通学路の安全点検を定期的に行うとともに、保護者、警察や地域の関係者等との連携を強化する。

4 危機管理体制の充実

平成 28 年 3 月、「学校事故対応に関する指針」が文部科学省から公表された。この指針では、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるようにするための、事故対応に関する共通理解と体制整備の促進が求められている。

事前の危機管理

備える

- 体制整備
 - ・ 学校安全計画の策定・実施
 - ・ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定⇒教職員への周知
 - ・ 学校安全の中核となる教職員の校務分掌上での明確化
 - ・ 管理職不在時，学校外での活動時，休日における連絡体制等の体制整備
- 安全教育の充実
 - ・ 指導計画を立て，意図的・計画的に実施
 - ・ 教科等の指導，朝の会等の短時間での指導，個に応じた指導を実施
- 安全点検の実施（安全管理の徹底）
 - ・ 施設・設備の定期的な安全点検（毎学期 1 回以上）
 - ・ 臨時の安全点検（必要に応じて）
 - ・ 点検結果に基づく危険箇所の明示，使用停止，修繕などの素早い対応
- 避難訓練（図上シミュレーションを含む）
 - ・ 訓練・評価・改善のサイクルで実践的なマニュアルにステップアップ
 - ・ 災害種別に応じた訓練で実践力を高める
 - ・ 教科・領域の関連で効果的に
- 教職員研修等（新年度のできる限り早期に実施）
 - ・ 事故統計や事故事例等を活用した情報の共有
 - ・ 学校安全の中核となる教員を養成⇒校内研修の充実
 - ・ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

発生時の危機管理

命を守る

※ この間，マニュアルを見る余裕はないが，教職員の適切な判断と指示が必要であり，そのためには事前に全教職員が理解しておくこと。

管理下

初期対応～命を守る行動をとる～

例) 地震発生の場合

落ちてこない，
倒れてこない，
移動してこない
場所に避難

例) 事故の場合

- ・ 生命と健康を優先
- ・ 応急手当の実施
- ・ 被害児童生徒等の保護者への第一報

管理外

↓

(事後の危機管理へ)

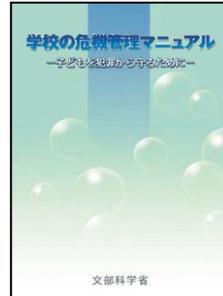
二次対応

- ・ 素早い情報収集
- ・ 臨機応変な判断
- ・ 正常化の偏見に注意
- ・ 被害児童生徒等の保護者への連絡
- ・ 心のケア
- ・ チームで危機対応

※正常化の偏見（正常性バイアス）

自分にとって都合の悪い情報を無視したり，過小評価したりしてしまう人間の心理特性

- 対策本部の設置（重大な事件・事故発生の場合）
 - ・ 基本調査の実施
 - ・ 求められる機能とその業務内容を明確に（記録，連絡，報告）
 - ・ 外部との対応
 - 例）保護者説明会，報道機関，教育委員会
 - ・ 的確な情報収集・整理と発信⇒優先順位を
 - 例）児童生徒の様子，通学路の安全，保護者等の意見，事件・事故の概要と課題
- 安否確認
 - ・ 連絡，通信手段の複線化を
 - ・ 負傷者等の全容把握
- 心のケア
 - ・ 健康観察によるストレス症状等の把握と対応を
- 引渡し（待機）
 - ・ 事前に保護者等とルールを決定を
- 避難所協力（自然災害の場合）
 - ・ 事前に教職員が協力できる内容を地域や防災担当部局と整備を
- 再発防止策の実施（重大な事件・事故発生の場合）
 - ・ 教職員間で共通理解し，具体的な措置を



5 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成について

学校においては、学校保健安全法第 29 条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するものとされている。

<作成すべき事象別の危機管理マニュアル>

- ① 事件・事故発生時の対応を想定したマニュアル
- ② 校内への不審者侵入を想定したマニュアル
- ③ 火災を想定したマニュアル
- ④ 食物アレルギー対応を想定したマニュアル
- ⑤ 大雨警報時（洪水）の対応を想定した防災マニュアル
- ⑥ 地震を想定した防災マニュアル
- ⑦ 土砂災害を想定した防災マニュアル（土砂災害が想定される学校）
- ⑧ 津波を想定した防災マニュアル（津波による浸水が想定される学校）



<自然災害に応じた防災マニュアルの内容>

- ① 防災マニュアルに、避難場所や避難経路を明記。
- ② 防災マニュアルに、安否確認の方法を想定。
- ③ 防災マニュアルに、保護者への引き渡しについて記載。
- ④ 特別警報，警戒レベル及び「土砂災害警戒情報」等に応じた学校の対応が必要。

※見直し・改善のポイント

作成した危機管理マニュアルは、最新の情報を参照し、実際に機能するか，訓練等を基に検証するとともに，定期的に見直し，改善を行う必要がある。また，見直し・改善後には，保護者や地域に最新の危機管理マニュアルを周知して理解を図るよう努める。

（参考）学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 文部科学省）
 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 文部科学省）
 学校事故対応に関する指針（平成 28 年 文部科学省）
 第 2 次学校安全の推進に関する計画について（平成 29 年 文部科学省）
 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 文部科学省）
 「登下校防犯プラン」（平成 30 年 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議）

防災情報はいろいろあるけど いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で 全員避難です！！



【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町から【警戒レベル④】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

警戒レベル 4

全員避難！

警戒レベル 3

**高齢者等は
避難！**

警戒レベル 2

**安全な場所へ
避難行動
発令(市町が発令)**

警戒レベル 1

警戒レベル 5

【警戒レベル⑥】(市町が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

- 緊急放送、緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。



**避難行動を呼びかける【警戒レベル】は、
洪水や土砂災害等に関する情報に対応しています。**

市町から発令される避難情報等、国土交通省や気象庁、都道府県から提供される
防災気象情報には、以下のものがあります*1。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報*2 (市町が発令)
警戒レベル4	速やかに避難をしましょう。*3 避難先までの移動が危険と思われる場合は、 近くの安全な場所への避難や、自宅内の より安全な場所に避難をしましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)*4 (市町が発令)
警戒レベル3	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、 乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・ 高齢者等 避難開始*5 (市町が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報 (気象庁が発令)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	警戒レベルの可能性 (気象庁が発令)

*1 必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。また、被災地域や被害加害においては、避難情報が早めに発令されることがあります。
*2 災害発生情報は、災害が発生していることを市町が把握できた場合に発令するものであり、必ず発令されるものではありません。
*3 ここでは、「災害」とは、人命が分かるものであり、崩壊や倒壊、火災や水害などによる被害は含まれません。
*4 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて避難勧告と同様に避難を要する場合があります。避難を要する場合は、必ず発令されるものと認識してください。
*5 避難準備・高齢者等避難開始は、地域の状況に応じて避難を要する場合があります。避難を要する場合は、必ず発令されるものと認識してください。

詳しく知りたい方は

防災サイト「広島県「みんな」で減災」はしめの一歩

減災 はしめの一歩 認知 検索

<https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/perceive/>

内閣府(防災) 防災情報のページ

内閣府 避難勧告等ガイドライン 検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guide/m/index.html

広島県危機管理監 減災対策推進担当

TEL.082-513-2781

gensai@pref.hiroshima.jp



詳細は「生徒指導のてびき（改訂版）」第3部生徒指導に関する危機管理マニュアル、生徒指導資料No.20「危機管理について」を参照のこと。

6 児童生徒の問題行動に関する危機管理

(1) 生徒指導に関する危機管理の基本的な考え方

いじめ、暴力行為、金銭強要、暴走行為などの問題行動は、いつ、いかなる形で起こるかが予測しにくいいため、問題行動の発生をどう防ぐのか、問題行動が起こったときにどう対応するのか、被害を最小限に食い止めるためにはどういった学校体制をつくるのか、などを想定した危機管理体制の確立が必要である。

(2) 問題行動発生時の危機管理

問題行動発生時に、適切な初期対応ができていないこと、事実確認が曖昧であることなどから、指導の目的が児童生徒及び保護者に理解されず、トラブルや苦情等に発展する場合もある。保護者の理解と協力を得て問題行動を起こした児童生徒への指導を効果的に実施するため、事前に全教職員が問題行動発生時の対応のポイント（①適切な初期対応、②確実な事実確認）を理解し、適切な指導ができるよう学校の危機対応能力を高めておくことが大切である。

